



請書

@nifty 接続サービス及び新聞・雑誌記事横断検索サービス等の利用（以下「業務」という。）に関する平成30年4月2日付け契約（単価契約）について、@nifty 会員規約、@nifty 法人会員規約及び各サービス利用規約によるほか、以下の条項によりお請けします。

（業務の名称、内容等）

第1条 業務の名称、内容、期間及び料金は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 @nifty 接続サービス及び新聞・雑誌記事横断検索サービス等の利用
- (2) 内 容 別表のとおり
- (3) 期 間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- (4) 料 金 別表のとおり

（代金の支払）

第2条 富士通株式会社（以下「受注者」という。）は、期間開始日の属する月の翌月以降、毎月遅滞なく、前月分の適法な代金の支払請求書を発注者に提出するものとする。

2 最高裁判所（以下「発注者」という。）は、前項の支払請求書を受理した日から起算して30日以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。

（その他）

第3条 本条項に定めのない事項その他疑義のある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

平成30年4月2日

受注者代理人

東京都港区東新橋一丁目5番2号

富士通株式会社

官公庁営業本部

官庁第三統括営業部長

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠井之彦 殿

(別表)

「@nifty」利用契約 サービス一覧

① インターネット接続サービス(プロバイダ利用料等)				
番号	利用局課	@nifty ID	月額費用 (税抜)	内訳

5	主計課	[REDACTED]	2,000	フレッツ・ADSL月額料金 ¥2,000
---	-----	------------	-------	----------------------

言青書

@nifty 接続サービス及び新聞・雑誌記事横断検索サービス等の利用（以下「業務」という。）に関する平成31年4月1日付け契約（単価契約）について、@nifty 会員規約、@nifty 法人会員規約及び各サービス利用規約によるほか、以下の条項によりお請けします。

（業務の名称、内容等）

第1条 業務の名称、内容、期間及び料金は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 @nifty 接続サービス及び新聞・雑誌記事横断検索サービス等の利用
- (2) 内 容 別表のとおり
- (3) 期 間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- (4) 料 金 別表のとおり

（代金の支払）

第2条 富士通株式会社（以下「受注者」という。）は、期間開始日の属する月の翌月以降、毎月遅滞なく、前月分の適法な代金の支払請求書を発注者に提出するものとする。

2 最高裁判所（以下「発注者」という。）は、前項の支払請求書を受理した日から起算して30日以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。

（その他）

第3条 本条項に定めのない事項その他疑義のある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

平成31年4月1日



受注者 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
富士通株式会社
代表取締役社長 田中達也

同代理人 東京都港区東新橋一丁目5番2号
富士通株式会社
官公庁営業本部
官庁第三統括営業部長

最高裁判所
支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長 笠井之彦 殿

(別表)

「@nifty」利用契約 サービス一覧

① インターネット接続サービス(プロバイダ利用料等)				
番号	利用局課	@nifty ID	月額費用 (税抜)	内訳
5	主計課		2,000	フレッツ・ADSL月額料金 ¥2,000



請書

「@nifty 接続サービス及び新聞・雑誌記事横断検索サービス等の利用（単価契約）」に関する、発注者最高裁判所（以下「発注者」という。）と受注者富士通株式会社（以下「受注者」という。）との間で平成31年4月1日付けで締結した契約について、令和元年12月1日付け変更契約を@nifty 会員規約、@nifty 法人会員規約及び各サービス利用規約によるほか、下記の条項のとおりお請けします。

記

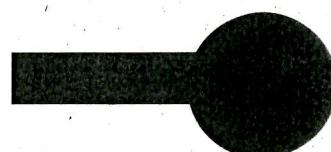
- 1 平成31年4月1日付け請書（以下「原請書」という。）別表を別紙に差し替える。
- 2 その他の条項等については、原請書のとおりとする。

以上

令和元年12月3日

受注者 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
富士通株式会社
代表取締役社長 時田 隆仁

同代理人 東京都港区東新橋一丁目5番2号
富士通株式会社
官公庁営業本部
官庁第三統括営業部長



最高裁判所
支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長 笠井之彦殿

(別紙)
(別表)

「@nifty」利用契約 サービス一覧

① インターネット接続サービス(プロバイダ利用料等)				
番号	利用局課	@nifty ID	月額費用 (税抜)	内訳

5	主計課		2,000	フレッツ・ADSL月額料金 ¥2,000
---	-----	--	-------	----------------------



請書

@nifty 接続サービス及び新聞・雑誌記事横断検索サービス等の利用（以下「業務」という。）に関する令和2年4月1日付け契約（単価契約）について、@nifty 会員規約、@nifty 法人会員規約及び各サービス利用規約によるほか、以下の条項によりお請けします。

（業務の名称、内容等）

第1条 業務の名称、内容、期間及び料金は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 @nifty 接続サービス及び新聞・雑誌記事横断検索サービス等の利用
- (2) 内 容 別表のとおり
- (3) 期 間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (4) 料 金 別表のとおり

（代金の支払）

第2条 富士通株式会社（以下「受注者」という。）は、期間開始日の属する月の翌月以降、毎月遅滞なく、前月分の適法な代金の支払請求書を発注者に提出するものとする。

2 最高裁判所（以下「発注者」という。）は、前項の支払請求書を受理した日から起算して30日以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。

（その他）

第3条 本条項に定めのない事項その他疑義のある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

令和2年4月 / 日

受注者 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
富士通株式会社
代表取締役社長 時 田 隆 仁

同代理人 東京都港区東新橋一丁目5番2号
富士通株式会社
官公庁ビジネス本部
官庁第三統括ビジネス部長

最高裁判所
支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長 笠 井 之 彦 殿

「@nifty」利用契約 サービス一覧

① インターネット接続サービス(プロバイダ利用料等)				
番号	利用局課	@nifty ID	月額費用 (税抜)	内訳

5	主計課		2,000	フレッツ・ADSL月額料金 ¥2,000
---	-----	--	-------	----------------------

請書

@nifty 接続サービス及び新聞・雑誌記事横断検索サービス等の利用（以下「業務」という。）に関する令和3年4月1日付け契約（単価契約）について、@nifty ウェブサイトの@nifty 会員規約、@nifty 法人会員規約及び各サービス利用規約によるほか、以下の条項によりお請けします。

（業務の名称、内容等）

第1条 業務の名称、内容、期間及び料金は、次のとおりとする。

- (1) 名称 @nifty 接続サービス及び新聞・雑誌記事横断検索サービス等の利用
- (2) 内容 別表のとおり
- (3) 期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (4) 料金 別表のとおり

（代金の支払）

第2条 富士通株式会社（以下「受注者」という。）は、期間開始日の属する月の翌月以降、毎月遅滞なく、前月分の適法な代金の支払請求書を発注者に提出するものとする。

2 最高裁判所（以下「発注者」という。）は、前項の支払請求書を受理した日から起算して30日以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。

（その他）

第3条 本条項に定めのない事項その他疑義のある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

令和3年4月5日

受注者 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
富士通株式会社
代表取締役社長 時田 隆仁

同代理人 東京都港区東新橋一丁目5番2号
富士通株式会社
官公庁事業本部
官庁第三事業部長

最高裁判所
支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長 氏 本 厚 司 殿



(別表)

「@nifty」利用契約 サービス一覧（令和3年4月から同年9月まで）

① インターネット接続サービス(プロバイダ利用料等)

番号	利用局課	@nifty ID	月額金額 (税抜)	月額内訳
5	主計課		2,000円	フレッツ・ADSL月額料金

(別表)

「@nifty」利用契約 サービス一覧（令和3年10月から令和4年3月まで）

① インターネット接続サービス(プロバイダ利用料等)

番号	利用局課	@nifty ID	月額金額 (税抜)	月額内訳
5	主計課		2,000円	フレッツ・ADSL月額料金

請書

@nifty接続サービス及び新聞・雑誌記事横断検索サービス等の利用（以下「業務」という。）に関する令和4年4月1日付け契約（単価契約）について、@niftyウェブサイトの@nifty会員規約、@nifty法人会員規約及び各サービス利用規約によるほか、以下の条項によりお請けします。

（業務の名称、内容等）

第1条 業務の名称、内容、期間及び料金は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 @nifty接続サービス及び新聞・雑誌記事横断検索サービス等の利用
- (2) 内 容 別表1及び2のとおり
- (3) 期 間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 料 金 別表1及び2のとおり

（代金の支払）

第2条 富士通株式会社（以下「受注者」という。）は、期間開始日の属する月の翌月以降、毎月遅滞なく、前月分の適法な代金の支払請求書を発注者に提出するものとする。

2 最高裁判所（以下「発注者」という。）は、前項の支払請求書を受理した日から起算して30日以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。

（その他）

第3条 本条項に定めのない事項その他疑義のある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

令和4年4月 / 日

受注者 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
富士通株式会社
代表取締役社長 時田 隆仁

同代理人 東京都港区東新橋一丁目5番2号
富士通株式会社
官公庁事業本部
官庁第三事業部長

最高裁判所
支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長 氏本厚司殿

(別表1)

@nifty接続サービス及び新聞・雑誌記事横断検索サービス等の利用

(別表2)

(令和4年4月から同年12月まで)

① 法人契約管理費

番号	利用局課	@nifty ID	月額金額 (税抜)	月額内訳
1			500円	法人契約管理費

② インターネット接続サービス（プロバイダ利用料等）

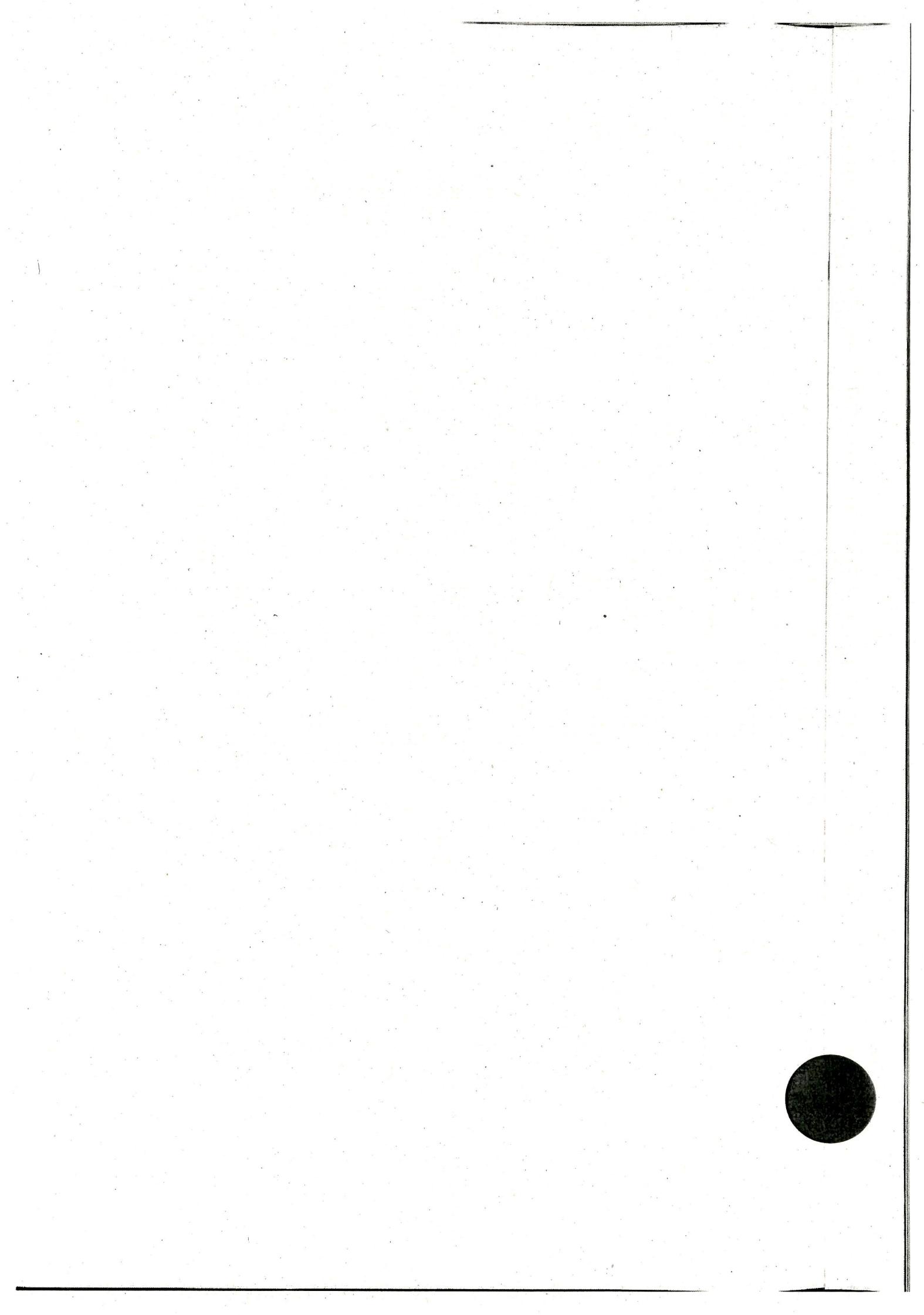
番号	利用局課	@nifty ID	月額金額 (税抜)	月額内訳

5	主計課		2,000円	フレッツ・ADSL月額料金
---	-----	--	--------	---------------

(別表2)

@nifty接続サービス及び新聞・雑誌記事横断検索サービス等の利用

(令和5年1月から同年3月まで)



請　　書（変更）

発注者最高裁判所と受注者富士通株式会社との間で令和4年4月1日付けで締結した@nifty接続サービス及び新聞・雑誌記事横断検索サービス等の利用に関する契約（単価契約）について、@niftyウェブサイトの@nifty会員規約、@nifty法人会員規約及び各サービス利用規約によるほか、以下の条項により令和4年10月11日付けで変更契約することをお請けします。

記

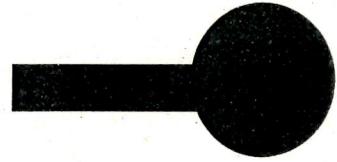
- 1 令和4年4月1日付け請書（以下「原請書」という。）別表1を別紙1のとおり変更する。
- 2 原請書別表2を別紙2のとおり変更する。
- 3 その他の条項等については、原請書のとおりとする。

令和4年 10月 13日

受注者 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
富士通株式会社
代表取締役社長 時田 隆仁

同代理人 東京都港区東新橋一丁目5番2号
富士通株式会社
官公庁事業本部
官庁第三事業部長

最高裁判所
支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長 氏 本 厚 司 殿



(別紙1)
(別表1)

@nifty接続サービス及び新聞・雑誌記事横断検索サービス等の利用

(令和4年4月から同年11月まで)

① 法人契約管理費

番号	利用局課	@nifty ID	月額金額 (税抜)	月額内訳
1			500円	法人契約管理費

② インターネット接続サービス（プロバイダ利用料等）

番号	利用局課	@nifty ID	月額金額 (税抜)	月額内訳

5	主計課		2,000円	フレッツ・ADSL月額料金
---	-----	--	--------	---------------

(別紙2)
(別表2)

@nifty接続サービス及び新聞・雑誌記事横断検索サービス等の利用

(令和4年12月から令和5年3月まで)

① 法人契約管理費

番号	利用局課	@nifty ID	月額金額 (税抜)	月額内訳
1			500円	法人契約管理費

5	主計課		1,200円	@nifty光ライフwithフレッツ標準プラン
---	-----	--	--------	-------------------------

